

令和5年度第3回君津市介護保険運営協議会議事録

- 1 名 称 君津市介護保険運営協議会
- 2 開催日時 令和5年10月6日(金) 19時00分から21時00分まで
- 3 開催場所 君津市役所6階災害対策室
- 4 出席委員 14名
保住 寛、神 由紀彦、兼子 健一、川嶋 昌弘、江尻 節子
加藤 美代子、水野谷 繁、林 英一、箱田 純子、津金澤 寛
高野 摂子、渡辺 一男、大古 政昭、中野 久美子
- 5 欠席委員 1名 伊賀 浩
- 6 概 要
委嘱状交付式
介護保険運営協議会
議 題
(1) 君津市高齢者福祉計画第9期介護保険事業計画について
(2) 介護予防支援業務を委託する事業所について
(3) その他
- 7 事務局 9名
介護保険課 田淵課長、五十嵐介護給付係長、山河介護推進係長、森田主任主事
高齢者支援課 濱松課長、安藤地域包括支援室長、伊藤高齢者支援係長、伊藤高齢者健康増進係長
関係者 株式会社名豊 池上
- 8 公開又は非公開の別 公開
- 9 傍聴者 なし(定員5名)

1 介護保険運営協議会 開会（19：00）

【田淵課長】

定刻となりましたので、令和5年度第3回君津市介護保険運営協議会を開催させていただきます。

進行を務めます福祉部介護保険課長の田淵です。よろしくお願いいたします。

まず初めに会議の傍聴に関する報告をさせていただきます。君津市審議会等の会議の公開に関する規則によりまして、審議会等の会議は、一部を除いて公開することとされておりますが、本会議におきましては傍聴希望される方はいらっしゃいませんでしたので、ご報告させていただきます。

続きまして、介護保険運営協議会保住会長よりご挨拶をいただきたいと思っております。

【保住会長】

皆様こんばんは、お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

会長を務めさせていただきます、保住です。

本日は議題が3件あります。各議題についてですね、皆さんの忌憚ないご意見をいただきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

【田淵課長】

どうもありがとうございました。

それでは、これより議題に入るわけですが、議題に入る前に、資料が当日の配付になってしまったことについてお詫び申し上げます。

本日配付しております、資料の確認をさせていただきます。

まず、令和5年度第3回君津市介護保険運営協議会の次第が1枚。続きまして、議題毎の資料に関しまして、3議題分配付させていただきます。

よろしいでしょうか。不足等ありましたらお申し付けください。

それでは、君津市介護保険規則第5条の5により、議長は会長が行うこととなっておりますので、進行につきましては、保住会長よろしくお願いいたします。

【保住会長】

事務局より指名されましたので、議長を務めさせていただきます。

ただいまの出席委員は14名です。したがって委員の半数以上に達しておりますので、ただいまから君津市介護保険運営協議会を開会いたします。

まず、本日の会議の議事録署名委員の指名をいたします。加藤委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

2 議題

議題1 「君津市高齢者保健福祉計画第9期介護保険事業計画について」

【山河係長】

それでは、議題1「君津市高齢者保健福祉計画第9期介護保険事業計画について」介護保険課の山河よりご説明させていただきます。

まず、今後の計画策定のスケジュールについて、議題（3）その他でもご説明させていただきます。

きますが、まず、本日の第3回介護保険運営協議会の中で、素案のたたき台について協議いたします。次が11月22日開催予定の第4回介護保険運営協議会において計画の素案について協議。翌年1月24日に開催予定の第5回介護保険運営協議会で計画の原案について協議したいと考えています。

それでは、君津市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の体系・骨子の検討について、計画の策定支援業務を委託しております株式会社名豊の池上様よりご説明させていただきます。

【株式会社名豊 池上】

株式会社 名豊の池上と申します。前回の会議ではオンラインで出席をさせていただきましたが、本日はご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

お手元の資料 君津市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の体系・骨子の検討というA3の資料をご覧ください。

今回の計画の構成と作成にあたって、前回会議でも話をしたところですが、まず、今年度までの第8期介護保険計画につきましては、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画が一体的になった計画書という構成で作成させていただいておりますが、今年度作成する第9期計画は、君津市様の地域福祉計画、障害者計画、後は成年後見制度利用促進計画、そして高齢者福祉計画等の福祉に還元する計画を一体的に作っていく、福祉総合計画的なものを作っていくというような形となります。

冊子としましては、お手元の資料で素案の方も二つ出してありますが、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画というものを作っていくというような形となっております。

それでは資料 君津市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の体系・骨子の検討に沿いまして説明をさせていただきます。

今回の計画、特に高齢者保健福祉計画のですね、新たな体系（案）というものを整理した表となっております。君津市高齢者保健福祉計画第8期介護保険事業計画と記載されていますのは、現在の計画の基本理念、基本目標を記載させていただいております。

続いて、右列に国の方針とございます。こちらは第9期計画の策定にあたり、国の方針が示されており、計画に反映する必要がありますので、抜粋して記載しております。

続いて、真ん中列に君津市の課題というものを記載させていただいております。こちらは昨年度に実施したアンケート調査の結果として見えてきた市の課題、社会的な動向から今後考えられる課題を記載しております。

その結果を受けて、君津市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の体系（案）について、今回新たな計画の基本理念でありますとか基本目標、政策、事業等というところを整理させていただいた形となっております。

今回、委員の皆様には君津市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の体系（案）についてご意見をいただきたいと考えております。

これまでの第8期計画につきましては、基本理念を『住み慣れた地域で安心して暮らせるまち「きみつ」の構築を目指して』とし、4つの基本目標で構成がされております。

基本目標1 「人生100年時代」を見据えた生きがいづくり・健康づくり・介護予防の推進。

基本目標2 地域で安心して暮らせる支援体制の構築。

基本目標3 介護が必要な方を支える介護基盤の整備推進と人材の確保。

基本目標4 介護保険制度の円滑な運営という4つの基本目標になっています。

続いて、国の方針のところをご覧ください。

国の方針では第9期計画の策定に当たり様々な内容がありますが、上から介護サービス基盤の計画的な整備というところの2つ目の項目として、医療・介護を効率的かつ効果的に提供す

る体制の確保、医療・介護の連携強化に努めなさいということが掲載をされております。

また、上から2番目の地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組として、認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組に努めること。また、重層的支援体制整備事業などによる、障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進をしていかないといけないことが記載されております。

また、高齢者虐待の防止の一層の推進、地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性について記載されております。

続いて、3つ目の地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進につきまして、ケアマネジャー等の質の向上及び人材の確保を記載しているということ。

また、介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性を記載することという文言が記載をされております。

今回、第9期計画を作っていく中で、国の方針を踏まえ、事業を作っていく必要があるというふうに考えております。

続いて、君津市の課題について、まず、様々な生きがいづくりの講座や活動の場において、感染症対策も引き続き講じながら利用促進を図っていくことが必要であると考えています。

今回、新型コロナウイルス感染症が第5類になったというところですが、まだまだ地域に出てくる高齢者が少ないことから、感染症対策を講じながら、利用促進というところが必要であるというふうに考えております。

また、関連して、生きがいを持って生活出来るよう、ボランティアなども含めた社会参加を推進するための施策を推進していくことが必要だというふうに考えております。

今まで高齢者の方々が培ってきました、様々な知識や経験を地域の活動に活かしていただく、そのような機会が必要だろうというふうに考えております。

ここで大変申し訳ございませんが、資料の修正をお願いします。君津市の課題の上から2つ目、3つ目が同じ文章になってしまっておりますので、3つ目の文章については削除の方をお願いいたします。

続いて、課題としまして、生活習慣病の重症化からフレイルに至る方も多く、健康診査や人間ドッグで生活習慣病を見つけたら、かかりつけ医に相談して重症化予防に努めることも大切だということがございます。

今回ですね、フレイル予防、また、介護予防というような部分をしっかりと計画の中に位置づけていく必要があるというふうに考えております。

続いて、2つ目の部分でございますが、高齢者の増加が予想される中、特にひとり暮らし高齢者や、夫婦のみ世帯高齢者の多様化する生活支援ニーズに対応するためには、サービスの創出に向けた、効果的な実質手法によって、生活支援・介護予防サービスの充実をより一層図っていくことが必要であります。

また、今、全国的にも施設系のサービスで受け入れております、認知症の高齢者の方々に對しましても、認知症の人が住み慣れた地域で生活するため、認知症に関する相談窓口の周知や早期発見のための仕組みなど、当事者や家族の不安の解消に向けた施策の充実ということが必要であると考えております。

アンケート調査結果からも、認知症に関する相談窓口を知らないという方々も多かったという結果が出ております。そういったところも解消していく必要があります。

また、真ん中の段の最後でございますが、地域包括支援センターには、地域の住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応するため、重層的支援体制整備事業において、介護分野に限らず、障害分野、児童分野、困窮分野も含めた、属性や世代を問わない包括的な相談支援等を行うことが必要であるというふうに考えております。

そして、一番下の段の上から二つ目のところです。人材確保については、現在、介護分野に従事している職員のスキルアップを促進するとともに、未経験者の参入促進について取り組む必要があるということ。

また、介護分野における負担軽減、業務効率化に向けたロボットや ICT 等を活用した取り組みを支援していかなければいけないと考えております。

この人材確保というところにつきましては、全国的な問題となっており、未経験者が参入しやすいような取り組みが必要だというふうに考えております。

これらの国の指針また、君津市の課題というところを踏まえて、以外に今回の計画の体系(案)というところを示させていただいております。

続いて、基本理念としまして、誰もがいきいきと生活できる地域共生のまちとしております。

こちらにつきましては先ほどもお話をさせていただきましたが、地域福祉計画、障害者計画、そして成年後見制度等の福祉関連計画のすべての基本理念という形で、設定をさせていただいておりますので、本計画についても基本計画とさせていただきたいと考えております。

そして今回は基本目標を3つということで設定をさせていただいております。

なお、現行の第8期計画の基本目標4 介護保険制度の円滑な運営につきましては、内容的に、介護保険事業計画の中に記載し、今回の高齢者福祉計画の中からは除いた形としたいと思っております。

続いて、基本目標についてご説明いたします。基本目標1 いきいきと健康に暮らせるまちというところでございます。こちらにつきましては、前回から大きく変更は有りませんが、施策(2)のところ、高齢者のフレイル予防の推進というところで、しっかりと今回の計画の中で謳っているということで整理をさせていただいております。

次に基本目標2 安心して暮らせる地域共生社会の推進というところでございます。

こちらにつきましては、施策を8個設定させていただいております。この中で大きく変更させていただいているところは、(2)の高齢者を地域で支える新しい体制づくりを推進というところでございます。事業等の4番目のところで、重層的な支援体制の構築というものを記載させていただいております。

国の指針として、重層的支援体制の構築ということで、高齢者福祉や障害福祉、児童福祉等連携を取りながら相談体制等充実させていくとの記載をされておりますので、今回この4番のところで、重層的な支援体制整備の方針、支援体制の構築というものを設定しております。

また、(5)の生活支援サービスの充実というところでございます。

(4)のところですね、今までも、家族介護者に対する支援というところを行ってきておりましたが、国の方からもヤングケアラーを含んだ家族介護支援について、取り組んでいきなさいというようなことが出てきておりますので、今回の計画の中には、ヤングケアラーを含めた支援というところで記載をさせていただきたいと考えております。

また、(6)認知症施策につきましては、国の方からの指針もありますが、認知症基本法が新たに出てきますことから重点的に行っていく必要があると考えております。

そして3つめの基本目標3 介護サービス提供体制の整備と人材確保というところでございます。現行の計画と大きく変更ございませんが、(2)介護人材の確保及び資質向上というところにつきましては、介護人材参入促進の充実が必要であると考えておりますし、(3)の介護人材の要件が生産性向上の取り組みにつきましても、介護ロボット・ICTの活用推進や、働きやすい環境づくりの支援というところを充実していく必要があるというふうに考えております。

後ほど市の方からもご説明というところがあるかと思いますが、今回、第9期の高齢者保健福祉計画の体系というところにつきましては、国の方針、課題等を踏まえてご提案をさせていただきたいというふうに考えております。

【山河係長】

引き続きまして、介護保険課の山河から君津市高齢者保健福祉計画素案のたたき台についてご説明させていただきます。

まず、君津市高齢者保健福祉計画（令和6年度～令和11年度）【素案のたたき台】をご覧ください。こちらは最初のページが計画の目的、課題を記載しております。

5ページの計画の体系からご覧ください。計画の基本理念として、誰もがいきいきと生活できる地域共生のまちを掲げ、基本目標1として、いきいきと健康に暮らせるまちに対して、施策の方向性として、生きがいくつくりと元気な暮らしの支援、高齢者のフレイル予防・介護予防の推進、基本目標2として、地域で安心して暮らせる地域共生社会の推進に対して、まず住まいの環境整備、高齢者を地域で支える体制づくりの推進、外出環境の向上、高齢者の権利擁護、生活支援サービスの充実、認知症施策の総合的な推進、在宅医療・介護連携の推進、地域包括支援センターの機能強化。

基本目標3として、介護サービス提供体制の整備と人材確保については、介護サービスの整備推進、介護人材の確保及び資質向上、介護現場の生産性向上のための取組としております。

次のページをお開きください。4 取組の方向性としまして、基本目標1いきいきと健康に暮らせるまちについて、1 生きがいくつくりと元気な暮らしの支援として、令和5年度に実施した実態調査（アンケート）では、「生きがいあり」と答えた65歳以上の方は約半数（55.4%）となっており、4割近く（37.8%）の人は「思いつかない」と答えています。

生きがいの有無は、幸福度に大きく影響しており、人生100年時代において、いつまでも仕事や趣味を持つこと、そして社会参加は、心身の健康の維持とともに、フレイル（虚弱）状態及び要介護・要支援のリスクを回避するためにも大変重要です。

高齢者が家庭、地域、企業等社会の各分野において、長年にわたり蓄積された知識と経験を活かしながら、生きがいをもって生活ができるよう、就労やボランティアなども含めた社会参加を促進するための施策を推進します。

続いて、2 高齢者のフレイル予防・介護予防の推進としまして、実態調査（アンケート）では、65歳以上の方の7割以上（74.9%）が自分の健康状態について肯定的（とてもよい・まあよい）で、「軽い運動・体操もしくは定期的な運動・スポーツをしているか」について、週1回以上の方は5割以上（54.8%）となっています。

筋肉量の維持とサルコペニア予防、低栄養防止や口腔ケアによる健康維持支援など、身体全体の健康をサポートすることで、自分の健康を実感し、活動的に過ごす高齢者を増やし、健康寿命の延伸につながるように、介護予防教室などの開催に努めます。

また、生活習慣病の重症化からフレイルに至る方も多いため、健康づくりの必要性を理解する機会として、健診や人間ドックを受診するよう、必要性の啓発や受診しやすい環境づくりを引き続き進めます。

次のページをご覧ください。基本目標2 安心して暮らせる地域共生社会の推進に関して、1 住まいの環境整備としまして、住み替えを希望している方については、身体機能の低下と経済的負担が住み替える大きな要因と考えられます。

これに対しまして、住宅確保が困難な単身高齢者が賃貸住宅にも安心して住居を確保できるよう住宅セーフティネットの充実が重要です。

自宅での生活の継続を支援するほか、世帯の細分化や価値観の多様化を踏まえつつ、需要に応じた多様な住まいの確保と生活支援との一体的な実施をし、住まいの環境整備に努めます。

続きまして、2 高齢者を地域で支える体制づくりとしまして、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加により、日常生活上の支援等のニーズが高まるなか、地域の支え合いと介護保険制度の安定的な運営が両輪となって機能し、高齢者の質の高い生活を確保していくことや、地域

の見守り活動等とともに、ボランティア、特定非営利活動法人（NPO）や社会福祉法人等と共に支え合う地域づくりを進めていく必要があります。

また、実態調査（アンケート）では、日常的に受けたいと思う支援について、「災害時の手助け」と答えた65歳以上の方が約2割（18.4%）となっており、「急病になった時の看病」が1割以上（14.4%）となっています。

今後も民生委員や自治会、介護サービス事業者等と協力しながら、災害に備えた情報伝達体制や避難支援体制の整備に努めます。

続きまして、3高齢者の権利擁護としまして、高齢化に伴い、加齢や認知症の進行によって自己の財産管理等における判断能力が不十分となる高齢者の数は、今後も増加することが見込まれます。

このため、高齢者の権利擁護のための各種支援事業を市民に周知し、適切な支援につなげていきます。

続きまして、4外出環境の向上としまして、高齢者の免許返納が増えている中で、移動支援のニーズは高くなってくると予想されます。

これらのニーズに対応するため、ひとり暮らし老人等福祉タクシー事業などを実施していくとともに、庁内関係課とも連携して、外出しやすい環境づくりに努めていきます。

続きまして、5生活支援サービスの充実としまして、実態調査（アンケート）では、現在、利用している「介護保険サービス以外」の支援・サービスについて、6割近くの人が「利用していない」と答えています。

また、今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が約3割（29.6%）となっています。

高齢者の増加が予想される中、特にひとり暮らし高齢者や夫婦のみの高齢者世帯の多様化する生活支援ニーズに対応するためには、サービスの創出に向けた効果的な実施手法によって、生活支援・介護予防サービスの充実をより一層図っていくことが必要です。

高齢者が自宅や地域で安心して日常生活を送ることができるよう、介護保険制度によらないサービスにより、福祉の増進を図ります。

なお、各事業については、高齢化のさらなる進展等を踏まえ、必要に応じて事業のあり方を検討していきます。

続きまして、6認知症施策としまして、実態調査（アンケート）では、認知症に関する相談窓口を知っているかについて、「いいえ」が7割を超えており、認知症に関する相談窓口の周知は十分とは言えない状況です。

また、現在の生活を継続していくにあたって不安を感じる介護等として「認知症状への対応」が挙がっています。

認知症の人が住み慣れた地域で生活するため、認知症に関する相談窓口である地域包括支援センターの周知や早期発見のためのしくみなど、当事者や家族の不安解消に向けた施策のより一層の充実が必要です。

国の認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）に基づき、認知症サポーターによる取組をはじめ、「共生」の基盤の下で、通いの場の拡大など「予防」施策を推進していきます。

続きまして、7在宅医療・介護連携の推進としまして、医療面での介護に不安を抱えている介護者もいる中、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、多職種協働による医療・介護の一体的提供体制を構築する必要があります。

また、在宅医療に関する相談支援についても一体的に行っていく必要があります。

本市では、君津市在宅医療・介護連携推進協議会を通じた関係者の連携とともに、県や保健

所、君津圏域の他市（木更津市、富津市、袖ヶ浦市）と連携を図りつつ、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築を目指し、高齢者の在宅療養を支援するための取組を充実させていきます。

続きまして、8地域包括支援センターの機能強化としまして、令和4年度に実施した実態調査（アンケート）では、何かあったときに相談する相手について、「地域包括支援センター・役所」が14.4%となっています。

地域包括支援センターには、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、介護分野に限らず、障害分野、児童分野、困窮分野も含めた、属性や世代を問わない重層的な相談支援等を行う必要があります。

地域包括支援センターの体制のさらなる強化とともに質の向上を図り、認知症施策や在宅医療・介護連携の推進など「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けて、今後も中核的な役割を果たしていきます。

次のページをご覧ください。

続いて、基本目標3介護サービス提供体制の整備と人材確保としまして、1介護サービスの整備推進。在宅介護実態調査（アンケート）では、主な介護者が不安に感じる介護等について、「認知症への対応」が25.9%と最も高く、「日中の排泄」、「夜間の排泄」、「入浴・洗身」が続いています。

介護保険制度における「居宅サービス」、「地域密着型サービス」、「施設サービス」及び「居宅介護支援・介護予防支援」の各サービスの充実を図り、要介護・要支援認定者が住み慣れた地域で安心して生活を継続していくため、サービスの円滑な提供を推進します。

2介護人材の確保及び資質向上としまして、介護人材実態調査（アンケート）では、人材確保や職員定着のためにどんなことに取り組んでいるかについて、「労働時間の希望を聞く（シフトの調整）」が84.0%と最も高く、次いで「資格取得への支援」が70.0%、「労働環境の改善」が62.0%となっています。

介護人材は、地域包括ケアシステムの構築に不可欠な存在であり、介護分野に従事している職員のスキルアップを促進するとともに、未経験者の参入促進についても取り組む必要があります。

「千葉県介護人材確保対策事業費補助金」などを活用した人材確保のための施策を検討・実施していきます。

3介護現場の生産性向上のための取組としまして、介護分野における負担軽減、業務効率化に向けロボットや情報通信技術（ICT）等を活用した取組への支援が必要です。

「千葉県介護人材確保対策事業費補助金」などを活用した介護現場の負担軽減、生産性や質の向上につながる取組など、各対策を検討・実施していきます。

以上が君津市高齢者保健福祉計画（令和6年度～令和11年度）【素案のたたき台】の説明となります。

ここで一旦、高齢者支援課長から補足でお話しさせていただければと思います。

【濱松課長】

高齢者支援課長の濱松です。今回の高齢者保健福祉計画につきましては、先ほど説明にありましたとおり、地域福祉計画の中に入れ込んだ形の計画となること、また、8期の計画の時に成年後見制度の利用促進計画も作成するというので、そこを含めて、今回、福祉の総合的な計画となってまいります。

今回の大きなところは、健康体操や後期高齢の電子データの利用、介護保険を利用する前の健康寿命の延伸に向けての取組みを行っていきたいと考えております。

健康体操については、参加している人に比べ、していない人の医療費や介護給付費が抑えられているかどうかの調べをしているところではありますが、今後参加者を伸ばすためにも効果の検証を行ってアピールできるようにと考えています。また、集いの場の提供といわれていますが、そういったところにも繋げていけるようにしていきたいと考えております。以上です。

【山河係長】

引き続きまして、君津市第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）【素案のたたき台】について山河のほうから説明させていただきます。

目次をご覧ください。計画の構成としては目次のとおりとなっております。

続いて、9ページの第4章介護サービス提供体制の整備と人材確保をお開きください。

1 介護サービスの整備推進、介護保険制度における「居宅サービス」、「地域密着型サービス」、「施設サービス」及び「居宅介護支援・介護予防支援」の各サービスの充実を図り、要介護・要支援認定者が住み慣れた地域で安心して生活を継続していくため、地域において必要なサービスが提供される体制の整備を推進します。

(1) 安心して生活し続けるための介護サービスの整備と質の確保として、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、地域において必要なサービスが提供される体制を整備していくために、地域の介護需要のピーク時を踏まえ中長期的な介護需要、サービスの種類ごとの量の見込みやそのために必要な保険料水準を推計し、各地域の中長期的な介護ニーズ等の状況に応じた介護サービス基盤の整備に努めていきます。

続きまして、(ア) 居宅サービスから16ページ目までが居宅サービスの内容の説明と実績、見込を記載するところとなっております。こちらの説明は割愛いたします。

続いて17ページをお開きください。

(ウ) 地域密着型サービスの充実ということで、地域密着型サービスについて、各サービスの提供と利用の支援を図ります。

また、各サービスの計画期間等における利用料見込量は、第8期計画期間中の実績等を踏まえて設定します。以降は先ほどと同様に各地域密着型サービスの説明と、実績、見込を記載してまいります。

続いて20ページをお開きください。

(エ) 居宅介護支援・介護予防支援として、要介護・要支援認定者が適切に居宅サービス等を利用できるよう、居宅介護支援は介護支援専門員（ケアマネジャー）が、介護予防支援は指定介護予防支援事業所（地域包括支援センター）の専門職が、認定者の心身の状況や置かれている環境、意向等を勘案して、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成や当該計画に基づくサービスの提供が確保されるための事業者との連絡調整、認定者が介護保険施設に入所を希望する場合における施設への紹介、その他のサービスの提供を行います。

ケアプランは、在宅生活を支えるための重要な計画であり、アセスメント、モニタリングを通じて適切なサービスを提供することが認定者の心身の維持・改善に大きく影響することから、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

続いて、(オ) 持続可能な介護基盤整備事業として君津市における中長期的な人口構造の変化等を勘案して見込んだ中長期的な介護ニーズの見通し等について、介護サービス事業者を含め、地域の関係者と共有し、介護サービス基盤整備の在り方や、限りある地域の社会資源を効率的かつ効果的に活用していくため、既存施設や事業所の今後の在り方を含めて検討していきます。

君津市では、今後も人口減少が見込まれるため、関係サービスの連携や既存施設の有効活用

等の工夫により、必要な介護サービスの機能を地域に残していくため、老朽化した施設の建て替えや必要な修繕を計画的に行うとともに、中長期的な人口構造の変化の見通しを踏まえながら、必要な介護サービスが提供されるよう、地域医療介護総合確保基金を活用するなど、地域を支えるという視点で整備を進めていきます。

こちらにつきましては国の方針からも、人口減少が見込まれる市町村は既存のサービス、施設等を有効活用していくような整備を考えていくよう示されていますことから、このように記載しております。今後第9期計画の中で、市内の介護事業所等と情報連携を図りながら10期に向けた施設整備を考えていきたいと考えております。

続きまして、地域密着型サービスについては、既存施設の有効活用等を図るとともに、区域外へのサービス提供に係る介護事業所の負担の軽減を図る観点から、千葉県と連携を図りつつ、広域利用に関する事前同意等の調整を検討していきます。

こちらにつきましては、地域密着型サービスは本来、市内の利用者向けとなるところですが、近隣市の地域密着型サービスが利用しやすいように、市町村間で事前に同意をしていくような指針が示されておりますのでこのように記載しました。

また、地域の実情に応じ、必要な事業者の参入を確保するため、厚生労働大臣が定める基準により算定した額を上限として、指定地域密着型サービス等の介護報酬を独自に設定できる仕組みの活用も検討していきます。

こちらにつきましては、地域密着型サービスのうち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護につきましては、厚生労働省が定める基準を上限に市町村で独自に介護報酬の設定ができる仕組みがあるので、地域に不足するサービスに対して、新規参入を促すため、そういった仕組みを活用する指針が示されておりますので記載しております。

地域密着型サービスの整備の方向性として、在宅での生活の維持が難しくなっている理由として、令和4年度に実施した調査では、「一人での外出が困難」、「深夜の対応」及び「家事に支障がある」といった「認知症の症状の悪化」や「排せつ」、「入浴」及び「更衣・整容」といった「必要な身体介護」が、高い割合を占めていたこと等を踏まえて、第9期計画期間中に定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（1事業所）の新規整備を計画します。

また、令和4年度に実施した調査では、居所変更した理由として「医療的ケア・医療処置の必要性の高まり」や「必要な身体介護の発生・増大」の割合が高くなっていたこと等を踏まえ、在宅の要介護者の医療ニーズに対応するため、第9期計画期間中に看護小規模多機能型居宅介護事業所（1事業所）の新規整備を計画します。

(2) 災害・感染症対策の推進として、君津市では、国の「地域介護・福祉空間施設整備等施設整備交付金」等を活用し、各施設等における非常用自家発電設備の整備など、防災・減災対策を推進していきます。

また、災害や感染症に対する備えとして、日頃から介護事業所等との連携体制を構築するなど、災害や感染症の発生時にも必要な介護サービスが継続的に提供できる体制づくりを進めてまいります。

こちらにつきましては、現在も活用している非常用自家発電設備の整備等に関する補助金を活用していき、市内の介護施設に対して、防災・減災対策を推進していきたい

日ごろから介護事業所との連携を構築していき、有事の際に連携をとれるような体制を進めていくためにこのように記載しております。

続きまして、2介護人材の確保及び資質向上として、介護人材は、地域包括ケアシステムの構築に不可欠な存在であり、介護サービスに対する需要が増加するなかで人材の確保対策は重要な課題の一つです。

現在、介護分野に従事している職員のスキルアップを促進するとともに、未経験者の参入促

進についても取り組んでまいります。

(1) 介護人材参入促進としまして、介護人材の参入を促進するため、引き続き「介護職員初任者研修費用助成事業」や「介護に関する入門的研修」を実施し、「千葉県介護人材確保対策事業費補助金」などを活用した対策を検討・実施してまいります。

(ア) 介護職員初任者研修費用助成事業、介護人材の参入を促進するため、介護職員初任者研修を受講し、市内の介護サービス事業所、介護保険施設に従事した方に、研修の受講に要した費用の一部を助成します。

(イ) 介護に関する入門的研修の実施、介護の業務に関心を持ちながらも介護未経験の方に、介護を知る機会を提供するとともに、業務に携わる上での不安を払拭し、参入を促進するため、介護に関する基本的な知識や、業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができる研修を実施します。

続いて、(2) 介護人材定着支援としまして、市内の介護事業所等と連携を図りながら、介護従事者の離職防止、再就職等を促進し、介護の世界で生涯働き続けることができるようなキャリアパスの支援や事業主によるキャリアアップへの支援等の方策を検討・実施してまいります。

(ア) 介護事業所内保育施設運営事業としまして、介護従事者の離職防止、再就職等を促進するため、市内で介護事業所等を運営する事業者が、従業者の子どもを保育する介護事業所内保育施設を運営する場合に、運営経費の一部を補助します。

こちらの介護人材参入促進、介護人材定着支援につきましては、今回記載した内容だけでなく、県の介護人材確保対策事業費補助金にあるメニューを活用し、市内の介護事業所からのニーズ、就職を考えている方のニーズに応じてメニューを検討していければと考えております。

3 介護現場の生産性向上のための取組としまして、国や千葉県と連携し、介護現場の生産性向上や介護職員の負担軽減に資する取組や、介護の仕事の魅力向上、職場環境の改善等のための方策を検討・実施してまいります。

(1) 介護ロボット・ICTの活用促進として、介護従事者の身体的負担の軽減や介護現場の生産性向上、業務効率化の促進に向けて、千葉県と連携し、介護ロボット・センサー・ICTの活用の促進を図ります。

(2) 働きやすい環境づくりの支援として、千葉県や地域の関係団体、関係機関と連携し、介護現場が地域における介護ニーズに応え、介護人材が利用者や家族からも感謝され、やりがいを持って働き続けられる環境作りに資する取組を推進してまいります。

(ア) 文書負担軽減として、介護現場の業務効率化を支援するため、国や千葉県、近隣自治体と連携しつつ、申請様式・添付書類の統一化や手続に関する簡素化、ICT等の活用等によるペーパーレス化等を検討していきます。

(イ) 介護現場におけるハラスメント防止対策として、近年、全国的に、介護サービス利用者等による介護従事者へのハラスメント行為(暴力・暴言・セクシャルハラスメント)が問題となっています。

介護従事者が安全、安心に業務に就業することで人材の定着につながるよう、ハラスメント防止対策の周知啓発に努めていきます。

こちらの内容につきましては、他市で有効な支援内容等がありましたら、そういったことも参考にしていき、働きやすい環境づくり、介護ロボット、ICTの活用などを進めていければと考えております。

続きまして、第5章介護保険制度の円滑な運営としまして、1 介護給付等の適正化への取組及び目標設定(介護給付適正化計画)、介護サービス利用者が真に必要な良質なサービス提供と持続可能な介護保険制度の構築を目的に、介護給付等の適正化への取組を実施し、不適切な介護サービス、過剰な支給の削減に努め、取組状況については、公表してまいります。

(1) 要介護認定の適正化として、適切かつ公平な要介護認定の確保を図るため、要介護(要支援)認定における認定調査の内容について、事後点検等を実施し、他の保険者との比較分析を行いつつ、平準化を図ります。

(2) ケアプランの点検として、介護サービス利用者の自立支援に資するサービスを確保するとともに、利用者の状態に適合していないサービス提供を改善するため、介護保険制度の要である介護支援専門員(ケアマネジャー)が作成した居宅介護サービス計画等の記載内容について、国の「ケアプラン点検支援マニュアル」等を活用しつつ、点検及び支援を行い、ケアマネジメント等の質の向上に取り組んでいきます。

また、サービスの利用者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修を排除するため、改修内容等の事前審査や事後申請による提出書類の点検を全件実施します。

そのうち、改修費が著しく高額と考えられるもの、提出書類や写真からは現状がわかりにくいなど改修内容等に疑義が生じたケース等を中心に、現地調査による点検の実施を検討していきます。また、事業所への訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等を把握します。

(3) 縦覧点検・医療情報との突合として、介護報酬の請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うため、利用者ごとに介護報酬の支払状況(請求明細書内容)を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行います。

また、医療と介護の報酬について重複請求の排除等を図るため、利用者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行います。

(4) 介護給付費通知(任意事業)として、適切なサービスの利用と提供の普及啓発を図るため、本人(家族を含む)に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知します。

次のページをご覧ください。

2 介護サービスの質の向上、介護保険制度では、利用者が事業者を選択する仕組みとなっていることから、利用者が良質なサービスを選び、安心して利用できるようにすることが重要です。

次に、本市では、サービスの質の確保のために次の取組を実施します。

(1) 第三者評価の実施として、平成18年度から、利用者がサービスの選択が適切に行えるよう、すべての介護サービス事業者に、サービス内容や運営状況、職員体制、施設設備、利用料金、サービス提供時間等に関する情報の開示・公表が義務づけられています。

また、都道府県は事業者からのサービス情報をインターネット等で公表しています。

本市でも千葉県、その他関係機関との連携強化を図り、サービス提供事業者の情報開示を促進しています。

(2) 介護サービス事業者の指導として、サービスの質の向上を目指している事業者の自主的な取組に対して支援を行うとともに、市に事業所指定・監督権限のある地域密着型サービスや居宅介護支援をはじめ、保険者として事業者に対し法令や人員、設備、運営上の基準等の遵守徹底を図るため、適切な指導を行います。

(3) サービスに関する相談苦情体制の強化として、市民がより良いサービスを利用することができるよう、関係機関との連携を図り、介護サービスに対する相談・苦情処理体制の一層の強化に努めていきます。

次のページをご覧ください。

3 低所得者対策の実施として、介護保険制度では、介護保険料を納め、介護サービスを利用するには一定の自己負担をしていただくことになっていますが、低所得の人が介護サービスを利用しやすいよう、次のような支援対策を実施します。

公費による保険料の軽減、災害等により一時的に負担能力の低下が認められる方への保険料

減免又は徴収猶予、特定入所者介護サービス費等の支給、旧措置入所者の利用者負担の減免、高額介護サービス費の支給、高額医療合算介護サービス費の支給、認知症対応型共同生活介護家賃等助成事業、社会福祉法人等による被保険者負担額軽減措置

4 介護保険制度と他制度との連携・包括的な支援体制の構築等として、近年、少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルや個人の価値観の多様化により、社会構造が大きく変化しています。

地域住民の抱える生活課題や福祉ニーズの多様化・複雑化により、「ダブルケア」や「老老介護」といった複合的な問題等が顕在化していることから、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

地域共生社会の実現に向けては、平成30年度の制度改正により高齢者と障害児者が同一の事業所で共にサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉の両方の制度に「共生型サービス」が位置づけられました。

本市では、当サービスへの事業者の参入意向を把握しつつ、サービス実施に関する事業者からの相談への対応等、必要となる支援を行っていきます。

また、社会福祉法の一部改正により、地域共生社会の実現に向けて、新たに創設された「重層的支援体制整備事業」について、本市における実施の方向性を踏まえつつ、当事業と連携した支援体制の構築を検討していきます。

5 介護保険料収入の安定的な確保として、第1号被保険者の保険料は、老齢福祉年金などを除く年金の年額が18万円以上の方は、原則として、年金から差し引く「特別徴収」となり、「特別徴収」によらない場合は、口座振替や納付書で金融機関などに納める「普通徴収」となります。

介護保険料は、介護保険制度を運営するための大切な財源の一つであり、被保険者全員がそれぞれの負担能力に応じて保険料を納めることが、公平性の確保や制度の安定的運営に欠かすことができません。

このため、介護保険制度の趣旨について、より一層の周知や啓発を進めるとともに、口座振替の利用促進や納付勧奨業務などを強化し、保険料収入の安定的な確保に努めていきます。

続きまして、第6章介護保険事業の財政見通しにつきましては、被保険者の推計、要介護認定者の推計を進めていき、第9期計画における介護保険料を算定していくものとなっております。

以上で、介護保険事業計画の概要の説明とさせていただきます。

ご審議の程よろしく願います。

なお、資料として配付しております、介護保険運営協議会委員意見質問票を添付しています。本日の会議の後でもご意見等ございましたら、こちらの意見質問票を活用していただければと思います。よろしく願います。

【保住会長】

事務局からの説明が終わりました。これに対してご意見、ご質問は有りますでしょうか。

【林委員】

質問が2点と、意見が1点あります。

まず、1つ目の質問が、君津市高齢者保健福祉計画の中で、基本目標2の(8)地域包括支援センターの機能強化が謳われています。

国の方針では地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等が掲げられている中で、業務負担増になるような項目があると思います。

君津市の課題の中でも重層的支援体制の整備というところが課題としてあがっていて、君津市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の体系（案）の中の基本目標2の（4）から（8）まではほぼ地域包括支援センターに関わってくる業務になってくると思う。

国の指針では業務負担軽減、市の課題としては地域包括支援センターの負担を増やすと言っているようなもので、そういった中で、君津市としては、地域包括支援センターが今後円滑に運営するために人力的な配慮、業務負担軽減につなげるための次期改正であるところの、予防の部分を介護支援事業所に移すこと、あるいは、前回も言いましたが、日常生活コーディネーターを地域包括支援センターに配置するなどの対策についての考えがあれば示してもらいたい。

次に2つ目の質問で、基本目標4の中で、介護保険制度の円滑な運営として、国の方針は介護認定審査会の簡素化というところで、効率化に向けた取り組みの推進という風に謳っている。基本目標4の君津市の課題の3番目で、今後要介護認定者数が増加すると記載されている。これに関して、国の方針が具体的に謳われていない。君津市としては、今後介護保険制度の円滑な運営というなかで、認定審査会の簡素化について取り組むことを考えているかどうか、お考えを示していただきたいと思います。

最後に意見です。資料、君津市第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）【素案のたたき台】の28ページに地域共生型サービスについてあるが、介護保険、障害福祉の両制度に共生型サービスが位置付けられている記載がある。方針としては、地域包括ケアシステムの上に共生社会というものがあると思うのですが、今後、介護保険運営協議会の中でも、次回あたりでも、委員の中に障害関係者も入れて、共生型サービスについて具体的に検討する場を設けてもいいと思います。以上です。

【保住会長】

ただいまの意見に対してご事務局から回答をお願いします。

【安藤室長】

君津地域包括支援室長の安藤です。

林委員からご指摘のあったとおり、計画骨子を作成している段階で、ご指摘いただいた通り、市の課題として必要なことを加えていったら業務が過大になったという状況です。

生活支援コーディネーターを活用して地域包括支援センターの業務を減らしていくというのが千葉県を示す方向性ではありますが、それだけでは十分でないところもありますので、いただいた意見を参考に、改めて整理、検討してまいります。

【田淵課長】

介護保険課田淵です。2つ目のご質問に対して回答いたします。

認定審査会の簡素化につきましては、国から方針が示されており、基準があります。

ただし依然としての認定者数の増加について、更新時にコロナ更新等が終了し、増えていきます。

今後の高齢化社会について、簡素化については取り組むべきものと感じておりますが、国の指針を検討した上で内容を認定審査会に諮って決めていきたいと考えています。

続きまして、共生型サービスに関するご意見につきまして、ご意見ありがとうございます。今後、福祉人材の有効活用にも関わってくると思いますので、サービスの整備にあたっては、介護サービス事業者、障害サービス事業者ともにご意見をいただいて進めていくべきだと考えております。

【津金澤委員】

おそらく、予算が後から議会等を経て決まると思うのですが、前回の計画と変わってるところがあるので、予算要求が多分変わると思います。どのくらいの規模で増額を議会にあげるんですか。

【田淵課長】

予算につきましては推計等ができていないところがありますので、現状では申し上げられません。

【津金澤委員】

わかりました、次回細かい数字が入っていくと思いますので、今後よろしくお願ひします。

決まり次第ということで、多分叩き台なので全部数字も入っていないと思いますが、この数字が入った段階である程度の予算規模がわかると思うので、こういうことをやるためにはいくら使いたいっていうのが多分あると思うんですよね。それをぜひ次回お示しいただければと思います。

次の質問ですが、細かいところに入っていきます。高齢者保健福祉計画、素案のたたき台の7ページ、8ページにある基本目標2、2番目に高齢者を地域で支える体制づくりというところで、具体的にボランティアやNPO、社会福祉法人とともに支えあう地域づくりはとてもいいことだと思うんですね。で、その下にも民生委員、自治会、介護サービス事業者と書いてあるんですけど、これを普通に読んだら、警察とか消防とか商工会議所とか、高齢者を地域みんなで、オール君津でやりましょうというイメージだったので、こう具体的に記載した意図が何かあったんでしょうか。

続いて、その裏のページ、外出環境の向上で確かに高齢者の免許の返納は増えていて、認知症の方の悲惨な事故なんかもあるので、そういう事故が君津市で起きてはいけない、だから事業の展開として独り暮らし老人等福祉タクシー事業をやるということだと思うが、一人暮らし老人等福祉タクシー事業というのが具体的にどういう事業なのかを示していただきたいと思います。福祉計画については今の2点です。

次に、介護保険事業計画についていくつかあるんです、9ページで安心して生活し続けるための介護サービスの整備と質の確保、(1)のところ下段から、地域の介護需要のピーク時を踏まえ、中長期的な介護需要、サービス種類ごとの量の見込みやそのための必要な保険料水準を推測し、と書いてあるんですけど、これは絶対にしなければいけないことだと思う。これが出ないと、我々事業者もどのように事業展開していけばいいのかわからないので、見込が出た段階で広く一般に公開してほしいと思いますが、そういったことが可能なのか。

次に、12段落目で地域密着サービスに関して、広域利用に関する事前同意等の調整を検討していきますって書いてありますが、これもうすでにやっていますよね。随分前からやっていることをあえて書く必要はないと思います。

次に、その3段落下のところで地域密着型サービス等の介護報酬を独自に設定できる仕組みの活用検討って書いてあるんですけど、これは検討どころではなく、実現しないと地域密着型サービスは潰れていってしまうので、検討と書くのとやるかのように思うんですけど、限りなく実現に近い検討をお願いしたいと思います。

次に25ページの第5章、介護保険制度の円滑な運営、なぜか第5章だけは非常に細かく具体的に書いてあって、質問する必要がないくらい具体性がある、だれが書いたんだろうってくらいちゃんと書かれておりますが、残念ながら、28ページの3の低所得対策の実施で7個目のところ、認知症対応型共同生活介護の共同の部分に誤字があります。介護保険事業計画の質問は以上です。

最後に君津市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の体系・骨子の検討の一番右の列の1番、介護サービス提供体制の整備の人材確保、これは我々もすごく困っているところで、ぜひ後押しをしてもらいたいと思っている分野です。介護人材の確保及び質の向上。質の向上まではいかなくてもとりあえず頭数だけでも揃えないと仕事ができない状況になってます。訪問介護事業所の有効求人倍率が1.5倍です。つまり人が来ないんです。で、光熱費等のかかり増し経費がどんどん2割、3割と上がっています。国から入ってくる介護報酬が変わらないので、民間企業で考えたらストライキやデモのレベルだと思うんですね。で、そういうことを踏まえたうえでここにはきちんとした予算をつけていただきたいと思います。

そしてそのためには、介護ロボット、ICTの活用って書いてあって、もちろん現場でもオペレーションはあるんですが、例えば日本の稲作で考えるとコンバインがなかったら絶対絶滅していると思うんです。なので、介護もどんどんロボットを入れていかなければいけない段階になっています。ただしロボットは高いんです。人間洗濯機をみんな嫌がるんですけど一台200万円くらいするので、そういったものを積極的に導入するような機会があるのかどうかというのをお示しいただきたいと思います。以上です。

【保住会長】

ただいまの意見に対してご事務局から回答をお願いします。

【濱松課長】

高齢者支援課の濱松です。初めに、高齢者を地域で支える環境作りについて、オール君津という言葉を使用していないことについて、特段意図はありません。

警察なども含め、君津市全体で高齢者を支える仕組みづくりはしていかなければいけないというふうに考えております。ただ、文言については今後検討させていただきたいと思います。

次に1人暮らし老人等タクシー事業での内容については、在宅で75歳以上の独居で、要介護認定を受けている、所得税非課税の人に対して、タクシー券を補助している制度で、障害福祉の対象者もセットになっているものであります。

ただし、現実的にはタクシーがないところとかもあってですね、やはりタクシー会社がない地域など、なかなか使ってもらえない地域もございますので、もっと使いやすいようにしていかなければいけないということで考えております。

【津金澤委員】

山間部とか、すごく大変な思いをして暮らしてる高齢者が多いと思うので、そういう高齢者に月1回500円分のタクシー券を配ったところで、何の生活の向上の改善にもならないので、具体的にどういうことで困ってるからどれぐらいの支給があるよっていうのは現実的に大丈夫なのかどうかっていうのは、ぜひモニタリングをしていただきたいと思います。ありがとうございます。

【田淵課長】

介護保険課の田淵です。今お話いただきました介護保険事業計画の方の9ページ第4章の(1)の中段以降ですね、中長期的な介護ニーズ等なのですが、申し訳ございません、まだ現段階では数字は出ておりませんので、今後推定して、公表できる時が来ましたら、公表させていただきたいと思います。すぐではなくて申し訳ございません。ありがとうございます。

続きまして、君津市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の体系・骨子の検討の基本目標3に関係する部分として、介護の人材確保が難しいということで、ぜひ予算を取って、

介護ロボットやICTに係る支援ということでお話をいただいております。こちらにつきましては、予算を伴うということがあるので、今の時点で絶対大丈夫ですとか絶対やりますということは言えなくて申し訳ないんですけど、予算獲得に向けて話をしていきたいと思っております。

【津金澤委員】

介護人材が集まらないことはもうわかっている、お給料が安いことが理由です。だから、そのお給料上げないと、もう介護人材が集まらないんです。

今日ニュースでバス会社が、運転手が足りないって言ってましたけど、50万円渡したら7人枠のところ27人来たって言ってました。本当にそれだけの話で、これ以上、年収200万で介護職員をこき使うようなことは津市としてはやめてほしいなっていうだけの話です。

【山河係長】

20ページの持続可能な介護基盤整備事業中の広域利用についてなんですけども、現在国から示されている方針は確かに従前の制度の概要のままになるんですけども、全国の介護保険担当課長会議の方の資料の中で、今後この広域利用を推進していくために県の方から方針が示されるといったお話がありましたので、そういった方針を踏まえて近隣市と協議していければと思います、記載させていただいております。

次の介護報酬を独自に設定できる仕組みの活用については、こちら、介護事業所やケアマネジャーの方々から話を聞くと、介護支援専門員が足りないっていうのと、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの訪問系のサービスの不足がありますっていうようなお話をよく聞きますので、こちら検討していければと考えております。以上です。

【津金澤委員】

ケアマネジャーは地域密着型サービスではないので、今の話は関係ないですね。

それと、広域利用についてはもうすでにやっていますよね。定期巡回・随時対応型訪問介護看護について他市の利用者を同意して受け入れていると思いますので、それについてなぜ新たに記載しているのかという質問です。

【山河係長】

既存のサービスを広く使えるように記載させていただきました。県の方針も見て判断していきます。

【津金澤委員】

認知症の通所介護とかグループホームとか小規模多機能、看護小規模多機能に関しても広く認めていくというようなイメージですか。

【山河係長】

これから示される県の方針次第にはなるんですけども、そういったのも含めて4市で連携を図っていければと考えております。

【津金澤委員】

わかりました。ありがとうございます。

【保住会長】

回答に関してはよろしいでしょうか。他に何か質問ありますでしょうか。

【水野谷委員】

資料、君津市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の体系・骨子の検討の中で、基本目標として3点、それぞれ事業等を並べていただいております。この中で(5)の生活支援サービスの充実のヤングケアラーを含む家族介護支援事業を入れていただいていること、また、第9期介護保険事業計画の24ページに、カスタマーハラスメント対しての防止対策を入れていただいたことは評価したいと思います。今後、詳細が決まっていくと思いますが、引き続きよろしくお願いします。

この計画の中で、どれも大事な計画ですけれども、2番の安心して暮らせる地域 共生社会の推進の(5)にある生活支援サービスの充実とありますが、これがある種1番難しいところなのかなと思います。

他は、介護保険事業計画は特にいえることですが、国が事業計画を策定して指針を定めているというところで、そこにいろんな専門職が関わってくるので、そこは安心してお任せしていけばいいのかなと思うんですけれども、この体系・骨子(5)の生活支援サービスに関しては、君津市高齢者保健福祉計画9ページにもありますように、福祉の増進というところで、介護サービスに頼らないように、色々事業を関わっていくということで、結局は互助になると思うんですが、地域住民や民間ボランティアとかですね、自治会の人とか民生委員とか、そういった方たちをお願いするという風な形になるかと思しますので、ここのところは、いろんな専門職や事業所等ありますけれども、民間の人を対象にした事業というところになるかと思しますので、特に力を入れていただきたいと思うところです。

君津市高齢者保健福祉計画の中で1点、ご回答いただきたいのですが、9ページの事業の展開の中で、老人ホーム入所措置事業ってありますけど、これは虐待とかでいうところの措置を指しているのでしょうか。

また、この介護保険事業計画は3年1期で、保健福祉計画は6年ですよ。長いなっていうふうにいつも思うのですが、これは国の方から6年を目処に作りなさいっていう、そういう指針が出されていることなのではないでしょうか。ちょっと参考までに教えていただきたいなと思います。

先般、別のところで、この保健福祉計画についての振り返りをしたのですが、次の計画を作らなくちゃいけないから、計画の振り返りを出席者に求めたのですが、今年4月から自治会長になったばかりの人が、前の人の作った仕事って何がなんだか、どういう風に評価していいかわからないよという声も多くあって、確かにそうだなっていうふうに思いました。

この高齢者保健福祉計画が、6年と決まっているのであれば仕方ないと思いますけど、評価のタイミングとかを、例えば2年に1度、あるいは中間年度として3年が終わったら振り返りをして、そこでまた計画の方に、進捗状況によって見直しをして、残りの3年でそれをより充実させていくとか、見直ししながら、計画の中に載ってくるというふうな感じでした。

ということで、その高齢者保健福祉計画は6年の計画にしなければいけないのか、最初の老人ホーム入所措置事業の内容、2点だけちょっと、ご回答いただけたらと思います。

【伊藤係長】

高齢者支援係の伊藤です。よろしくお願いします。

老人ホーム入所措置事業について説明させていただきます。

こちらの事業は、生活環境上の理由であるとか、虐待であるとか、経済的な理由などにより、在宅での生活が困難になった高齢者の方、主に養護老人ホームに措置をさせていただき、そういった内容になります。また、特別養護老人ホームの事業者の皆様にもご協力いただきまして、介護度の高い人などやむを得ない場合については特別養護老人ホームに入所いただく場合もございます。以上です。

【濱松課長】

高齢者支援課の濱松です。

高齢者保健福祉計画に関してご説明させていただきます。

これまでの高齢者保健福祉計画は、現在有効の第8期介護保険事業計画と一緒にしておりましたが、今回の計画策定にあたりましては、福祉の総合的な計画であります、地域福祉計画とあわせて作成するため6年という設定になります。

こちらにつきましては老人福祉法20条の8の規定の中で一体的に作ることが義務付けられているものですが、介護保険第9期事業計画の見直しにあたる3年で一体的に見直しを行う予定であります。

【水野谷委員】

計画の中に記載があった方がいいと思います。

【濱松課長】

保健福祉計画の素案叩き台の3ページになお、本計画は、老人福祉法第20条の8第7項の規定に基づき、第10期介護保険事業計画の策定時に見直すことがあります。と記載してはいますが、表現が弱いので検討していきます。

【水野谷委員】

民生委員や自治会長も数年で見直しがある中で、振り返りや見直しなど、早めに音頭を取って進めていってほしいと思います。

【兼子委員】

千葉医療福祉専門学校の兼子です。

今までかなり実践論的な話であったところで、ちょっと一般論的な話で恐縮なんですけれど、君津市高齢者保健福祉計画の中で、基本目標1でいきいきと健康に暮らせるまちづくりとして、この「いきいきと」という言葉を、目標と事業の連動性みたいところで、どうとらえてるのかなということをお聞きしたいです。

6ページの説明の文章を見ると、3段構成の3段落目に何をしていくかが書いてありますが、それが本当に、いきいきと健康に暮らすことに繋がるのかどうなのか。

そこらへんで、どんなモデルを用いてるのかとか、今後、活用するのかっていうので、教えていただけたらなと思います。

あとは、健康に関しては、健康の定義も、色々かなと思いますけれど、心と体みたいところで、認知症のことも、根本としては、全体としては課題となってるってところで、健康という言葉に、心も体も含んでますっていうこともあるかもしれないんですけど、あえて、心と体の健康みたいにするので、こう、プログラムのところで、反映しやすくなるのかなと。

この2番のプログラムのところも、ちょっと体よりの話もあるのかなと思いますけど、筋肉を動かせば、精神機能にも良くなるので、そういった、心身相関っていうんですかね、心と体の相互関係みたいのところも述べながら書いていくと、その、認知症予防とかの観点から、この

プログラムの運用の中で随分、運営する側が、意識を変えていけるのかなと思いますので、そういう心と体というところを、出していてもいいんじゃないのかなというのが、意見、質問と言いますか、そういうことを含んでるかどうかっていうのを教えていただけたらと思います。

【濱松課長】

高齢者支援課 濱松です。

ご質問いただいた通り、「いきいき」とあるのは人によってそれぞれとらえ方、感じ方、幸福度が違う難しい言葉であると思いますけれども、やはり充実しているな、毎日を楽しく生きるということで、人によって家で過ごすことが好きな人もいれば外に出ることが好きな人もいます。

少なくとも医療との連動というところで、きちんと早いうちに医療機関を受診して健康に気をつけて、なおかつ、社会とのつながりを持つことで生きていること自体が幸せと感じられるように趣味などに打ち込める。充実感を持つということが「いきいきと生活できる」という言葉につながると考えている。

次に、高齢者のフレイル予防について、確かに、身体的なことがメインで書かれていますが、当然、心と体は別々のものではないものだと思います。

具体的にはそういう社会的な活動として、健康体操に参加することでいろんな方とお喋りもできたり体を動かしたりできるということで、今、具体的に、参加していただいている方と参加されていない方で、医療費用だとか、介護給付費だとか、具体的に、どれくらい違いがあるのかを試算してどれくらいの効果があるかということを確認しているところです。

それによって、社会的なつながりを作り、1人でずっと家に閉じこもってしまうというのをですね、回避できるような、そんな取り組みができればいいなということで、特に口腔ケアや歩けなくなることが、認知症などにも繋がるということですので、そういったことも予防できるということで、ここに記載させていただいております。

【兼子委員】

「いきいき」という言葉は漠然としているので、例えば、介護保険であれば、自立支援、自己決定機能、自立性、有能性、関係性、支える人、支えられる人など、ベースがあれば、説明をするときに背景になるモデルがあると説明しやすいので、そういったところをイメージしやすいようにしていただければいいと思います。

【濱松課長】

ありがとうございます。

【保住会長】

他にはよろしいでしょうか。

それでは議題1については以上とさせていただきます。

議題1 終了 20時39分

議題2 介護予防支援業務を委託する事業所について

【保住会長】

続きまして議題2「介護予防支援業務を委託する事業所について」事務局より説明をお願いします。

【安藤室長】

高齢者支援課 安藤です。

議題2 介護予防支援業務を委託する事業所についてご説明させていただきます。

介護予防支援業務は、要支援1及び要支援2に認定された方が、介護予防サービスを利用するにあたり、介護予防支援事業所である地域包括支援センターが介護予防ケアプランの作成やサービス事業所の調整などを行うものであり、居宅介護支援事業所に業務を委託することができます。また、公正・中立性を確保する観点から、委託について運営協議会の議を経ることとされております。

なお、現在、承認をいただいております事業所数は、市内34箇所、市外52箇所、計86箇所になります。

今回、新たに1事業所について、介護予防支援業務を委託してよいか、ご審議をお願いするものです。

番号1事業所名金田在宅介護支援センターについてですが、サービス付き高齢者向け住宅せらぎの郷に入居していた方が、要介護から要支援に変更になったことに伴い、委託をするものです。

木更津市西部地域包括支援センターに事業所について確認したところ、介護予防支援事業の委託を受けており実績のある事業所とのことです。

提出書類を審査しましたところ、問題等はありませんでした。

以上で、議題2介護予防支援業務を委託する事業所についてのご説明とさせていただきます。

【保住会長】

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。質問等がありましたら、挙手をお願いします。

【津金澤委員】

前日も言いましたが、これだけの情報であると評価の仕様がなと思います。

他の情報がやっぱり一緒にあった方がいいなと思うんですよ。袖ヶ浦の山口医院ですよ。

自分は山口医院のことだと知っているの、悪いところではないことは分かりますが、何も知らない人からすると、評価の仕様は多分ないと思うので。もうちょっと無難なラインで別の情報が出た方が、こう判断してって、言われる側の意見としてはしやすいのかなと思います。

もう少し判断にたる情報をいってもらえるようにしてほしい。

【安藤室長】

ご意見ありがとうございます。

どんな情報があれば、判断がつきやすいかというのが、毎回悩んでるところではあるんですけど、実際運営しているかということと、運営している中で特に問題が発生してないということに重点をおいて説明させてもらった次第でございます。

先ほど津金澤委員がおっしゃった通り、長く経営されている病院の系列にありますので、安心できる事業所かなというふうにも考えております。よろしくをお願いします。

【保住会長】

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。質問等がありましたら、挙手をお願いします。

質問無しということで、質疑を終了いたします。

ただいまの議題、介護予防支援給付委託する事業所について、原案通り承認の方は挙手をお願いします。

挙手多数ということで議題2は承認されました。

議題3「その他」

【保住会長】

続いて議題3その他について事務局より説明をお願いします。

【山河係長】

議題3につきまして、お配りさせていただいた、その他令和5年度介護保険運営協議会開催スケジュールについてをご覧ください。

先ほどの事業計画の内容のところでも触れさせていただいたんですけども、一応皆さんの方に予定を、確認させていただいて、4回目の運営協議会を11月22日、5回目を来年の1月24日、6回目を3月27日を予定しております。

また、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の進捗状況や、他の議題の案件によっては臨時で開催する場合だったり、こちらの予定、開催しない場合もあるかと思っておりますので、その場合は開催するかどうかは、開催日の1か月程度前、開催通知は、1～3週間程度前に発送させていただければと考えています。よろしくをお願いします。

あと、令和5年度第1回の運営協議会の際にいただいた意見として2点、こちら報告させていただきます。

まず、1点目として、介護報酬における地域区分についてになるんですけども、こちらの、地域区分を上げる必要があるといったご意見をいただいたことに関しまして、進捗の報告になりますが、こちら、厚生労働省老健局の老人保健課の方に電話で確認させていただきまして地域区分の特例の見直しが令和5年9月15日の社会保障審議会介護保険給付分科会において審議されており、条件の特例が2つ追加になるとのことでした。

そちらの内容について、今回資料はないんですけども、今までの特例に加えて当該地域の地域区分よりも高いまたは低い級地が設定された地域に囲まれており、かつ同じ地域区分との隣接が単一の場合と、5級地以上の級地差がある地域と隣接している場合というのが特例の見直しで追加されております。こちらについては、令和5年9月15日以降に、特例の対象となる自治体に対して都道府県を通して移行調査を実施しているというところでした。こちらに関しては、君津市は対象となっております。

続きまして、君津市の災害時要援護者避難計画の関係について、計画策定から2年ほど経過しているが、一般市民にはまだ周知できていないと思う、周知はどのように行っているかということに関しまして、担当課であります厚生課に確認したところ、広く周知しているのはホームページで、その他に、新しく自治会長になられた方には内容の理解について個別に確認を行い、自治会からの希望があれば集まりの場で説明を行うとのことでした。以上、事務局からの説明になります。

【保住会長】

事務局の説明終わりましたが、これに関する質問等がありましたら、挙手をお願いします。津金澤さんどうぞ。

【津金澤委員】

級地区分の件、調べていただいてありがとうございます。

つまり、君津市は級地を上げないってことですね。議事録に残してほしいです。

【田淵課長】

今の、厚労省の回答からして、例外的なものに君津市は当てはまらないということになっておりますので、そうすると上げられないということになります。

【津金澤委員】

わかりました。ありがとうございます。

あと、別件なんですけど、昨日もう電話で連絡をしてありますが、日程調査の結果が出るのがちょっと遅くて、6月、7月、8月、3ヶ月分、うちの会社だけで集計取ったんだけど、30件中2件しか1ヶ月以内に結果が出てないんですよ。

さすがにそれ、お客さんも怒るしで、それで介護度が軽く出たりとかすると、お金を払わなければいけないことが出てきてしまうので、これ経済的に大きい問題になるので、他市を見たら、富津市は全く遅れてないんですよ。

10件中10件全部1ヶ月で出てるんですね。で、君津だけがあの30件中2件しかカバーできてなくて、その2件もう28日後に出たりしてるんで、もっとスピーディにやるとかいう風にしてかないとなんか良くないんじゃないのかなという風に思いますので、そこは検討というか、改善をお願いします。以上です。

【保住会長】

ありがとうございます。よろしいですかね。

【田淵課長】

ただいま、指摘いただいたとおり、1か月以内に原則としては介護保険の結果を出さなくてはならないところですが、申請者数も増えてるところで、1ヶ月以内が追いついてない状況が続いております。

関係する事業者また、申請者の方々には、ご迷惑かけてるのは承知しているところで、大変申し訳ございません。

保険者としてなるべく早く進められるように、取り組んでまいりたいと思います。

【保住会長】

ありがとうございます。

これに関してご意見等よろしいでしょうか。

ご意見等ないようですので、議題3は以上といたします。

本日の議題がすべて終わりましたので、議長の任を解かせていただきます。

皆様長時間にわたり、どうもありがとうございました。

3 閉会（21時15分）

【田淵課長】

保住会長ありがとうございます。

以上をもちまして、令和5年度第3回君津市介護保険運営協議会を閉会いたします。

本日はご多用のところ、誠にありがとうございました。

以上

議事録署名

委員氏名 加藤 美代子